

個人情報保護・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

入職促進に向けた取り組み：経験、未経験問わず、幅広く職員を募集しています。資質の向上やキャリアアップに向けた支援：専門のコンサルトと契約し、定期的な相談の機会を設けています。両立支援・多様な働き方の推進：有給休暇の取得を励行しております。腰痛を含む心身の健康管理：全職員健康診断を実施するとともに、症状が軽いうちに併設のクリニックでの診療を促しています。また、建物内は禁煙としています。

生産性向上のための業務改善の取組：記録作業用にノートパソコンを採用し、業務量が縮減できました。

やりがい・働きがいの醸成：利用者やその家族からの謝意等をいただいたときは、全体で共有し、介護へのモチベーションを高めます。

個人情報保護

あんず通所リハビリセンター（以下、当センター）のご利用に伴いお客様の個人情報を使用させていただきます。

この書面はこの度のご利用に伴い入手するお客様の個人情報の保護と、そのお取扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

当センター内部での利用目的

1.当センターが利用者様に提供する介護サービス

2.介護保険事務

3.介護サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次の項目

- ◆利用開始時、終了時の管理、会計
- ◆介護事故・緊急時等の報告
- ◆当該利用者様への介護・医療サービスの向上

4.施設の管理運営業務のうち次の項目

- ◆外部監査機関、評価機関等への情報提供他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

1.当センターが利用者様に提供する介護サービスのうち次の項目

- ◆他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）
- ◆照会への回答
- ◆利用者様のサービスについて、外部の意見・助言を求める場合
- ◆家族等への心身の状況説明

2.介護保険事務のうち次の項目

- ◆審査支払機関（国保連合会）または保険者からの照会への回答

3.損害賠償保険等にかかる保険会社等への相談または届出等介護情報の提供・開示

ご本人様等から個人情報・介護情報の内容確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、ご本人様であることを確認させて頂いたうえで、対応させていただきます